

起因物、事故の型：金属材料 - 切れ・こすれの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労 働 者 規 模
1	15~ 16	第1生産棟調合室において、一斗缶上部をV字カッターで開口させ、内部洗浄を行っていた際、手元を滑らせてしまい、缶の切り口部分で右手親指甲部を切傷した。	24	10805	50 ~ 99
1	9~ 10	取引先に、鉄屑を引き取りに行った。積み込み終了後、積荷が落下しないようにトラックの荷台の荷物を確認していたところ、鋭利な鉄屑の角で皮手袋ごと右手親指の腹を負傷した。そのまま帰社したが血が止まらず、痛みも強くなり、右手で物が握れなくなってしまった。皮手袋を着用して作業に当たっていたが、注意不足であった。	36	80109	30 ~ 49
1	15~ 16	工場南棟の大型旋盤で舵の部品のラダーストック（鋼材）を旋削加工中、操作確認の為、操作盤のモニターに目をうつした為に加工作物から削り出された切り屑が伸びてきている事に気付かず、長い切り屑が左肘に当たり裂創を負った。	39	11209	10 ~ 29
1	7~8	社内の加工場で、トラックの荷台に前日の工事が出た板金屋根廃材を荷おろし中、左手の平を廃材に引っ掛けて負傷し、10針縫う大けがを負った。	43	30202	—
2	10~11	自宅より徒歩5分程先の駐車場で縁石（車止め）に躓き転倒し、左足を骨折した。	28	80109	1~ 9
2	12~13	材料をフライス盤で加工後、フライス盤から材料を外し、作業台から置く途中で手を滑らせ、加工面エッジ部で負傷した。	50	11301	1~ 9
		事業主の資材置場より、鉄スクラップをトラックで運搬している途中、サイドミラー越しに、荷台から鉄スクラップがはみ出ていることに気付い			1~

2	18~19	た。場所は公園運動場近くで、道路が駐車禁止ではないことを確認の上、その道路上でトラック荷台にのぼり、鉄スクラップを荷直ししている際、その鋭利な部分に触れ、右手を負傷した。	46	150103	9
2	14~15	事業所にて、ベルトコンベアの銅線の仕分作業中に銅線が誤って左手中指に刺さり負傷したものである。	66	11109	10 ~ 29
2	18~19	当該工事現場の場内にて、ゲートの戸締りをしていた際に、場内の単管（地面に埋め込まれた切口がむき出しの状態）に体重がかかる状態で転んで倒れてしまい、右足を負傷してしまった。	46	170201	—
2	13~14	店1階中央売場にて、売場作成の為に、2人体制で長台車に什器を載せ運搬していた。台車から什器を降ろす際に台車から出ていた釘に指が引っ掛かり負傷した。	22	80209	100 ~ 299
2	9~10	工場内で部品の組み立て作業において、部品に金属バリが出ていたことに気付かず触れたため右手第5指辺りを負傷した。	65	11409	—
2	11~12	鉄工所の工場内でステンレスのリングを作る作業をしていたところ、鉄の軸の切れ端がからまったのでそれを取り除こうとしたところ、誤って右手の小指の先を切って負傷したものである。機械は停止していた。	32	11002	10 ~ 29
2	10~11	工場内で、完成したドライバックに塗装作業中、近くにあった金属の箱に圧縮して収納されていた帯状のドライが弾性により溢れ出し、足に絡まったので除去しようとして、右足脹脛を負傷した。	19	11702	10 ~ 29
3	13~14	金属類端材置場において、端材（両型ステンレス+1.5,1,200×300mm、重さ約3kg）を箱（1,800×900×1,000mm）に入れる際、端材の内側穴端部に右手示指がひっかかって示指表面を切り、示指第一から第二関節にかけて皮膚表面を欠損した。	43	11203	30 ~ 49
3	10~11	外壁張替工事（当社元受け）現場において、先輩社員が下屋屋根に上がり剥がした外壁材（アタン）を地上で待つ被災労働者に渡す作業中、二人のタイミングが合わず、外壁材を受け取った際に手の中で滑り、材料端部分	16	30209	10 ~ 29

		(切り口) で左手拇指と示指の間の指間膜を切った。			
3	14~15	当社工場内で機械の清掃中に、ニトローブ (ニトリロゴム) 手袋で切り屑をつかみ、右手人差し指第2関節辺を切ってしまった。	34	11509	10 ~ 29
3	15~16	本社工場内で、箱の中に入っている鉄屑をクレーンの下へ出している作業中、箱の中に古い機械が入っていたので取り出そうとしたところ、その機械に切りカスがついていたため、指を切り出血した。	66	150102	10 ~ 29
3	13~14	旋盤でステンレスの材料を切削中、出てきたキリコを取り除こうと左手で引っ張ったところ、キリコで左手の人差し指と中指を切った。	65	11301	10 ~ 29
3	9~10	屋根工事の登板金取付時、棟際に押さえを差し込むのに両手の力をいれ、バランスがくずれ、薄いビニール手袋着用のため右親指を裂傷する。	38	30202	10 ~ 29
4	15~ 16	バックルームにてキャベツを1/2にカットしている際、手を滑らせてしまい、左手掌の小指付け根付近を切った。	57	80201	10 ~ 29
4	17~ 18	旋盤で作業中、長く巻いたキリコを足で踏み棒にからめて引っ張ってキリコを切ろうとした際、キリコが左手人差し指に接触した。キリコが切れたときの勢いにまきこまれて指の第2関節 (手の甲側) の辺りに深めの傷を負った。作業は1人で行っていて、この作業は普段あまり行わないものだった。	36	11409	1~ 9
4	9~ 10	ドラム缶に入っていた真鍮ワイヤーを出荷用のフレコンバックに作業手袋を使用し移し変える作業中、フレコンバックからワイヤーがはみ出していたので入れ直そうと左手に力を入れてワイヤーを引き上げた際、ワイヤーで左手示指を切ってしまい、左手示指を負傷した。	31	150103	30 ~ 49
5	15~ 16	事業所工場内にて片付作業中、鋳鋼材のトタン板を両手に持って移動の際に材の重さによりバランスを崩し、右手人差し指に材が乗り、指先を切傷	40	30209	1~ 9

		(5針) した。			
5	11~ 12	プレス工場内において、110tプレスを使用しステンレス製の雨受皿を加工中、積んであった製品が荷崩れを起こし、それを押えようとした時に左手の指を裂傷した。	83	11203	1~ 9
5	15~ 16	製品組立作業場にて、製品組立用の作業台にのせて組み外しの作業を行っていたところ、製品が滑って落下しそうになったのを阻止する為に、反射的に手で受け止めたところ鋭利な部分が当たり、左手親指の付根付近を切った。	36	11209	10 ~ 29
6	18~ 19	200Lドラム原料の金属製封印キャップ（エアー抜き側＝小）をドライバーにて開封中、一度破った封印にドライバーの先端を引っ掛け、力を入れて外そうとした際に、手元が滑って破れた封印が接触し、切傷した。	26	10899	100 ~ 299
6	23~ 24	派遣元にて、原材料に使用した複数の空き缶をプレス後、廃棄処分にするためコンテナに入れようとした際に、缶に当たって指を切ってしまった。	58	170101	100 ~ 299
6	19~ 20	当事業場洗い場で、グラスを洗っている際、グラスが割れている事に気づかず、割れたグラスの破片で指を切った。	23	140201	30 ~ 49
6	16~ 17	NC旋盤JKTチューブ内径切削工程にて、通常加工時、ワークに絡んだ切粉をラジオペンチで除去する際に、内径切削にて発生した切粉の状態が細かく、長く伸びており、切粉が長いこと全てを掴みきれず、引っ張った際に伸びた切粉に指が干渉し、切創した。	21	11502	50 ~ 99
6	14~ 15	被災者がケース組立を二次熱交換溶接ロボットに装着する際、持ち替えた時に左手からワークが滑り、テーピングを巻いていなかった薬指を、加工されていない端面で、軍手を貫通して切創し、病院で5針縫合した。	31	11301	300 ~ 499
6	14~ 15	派遣先工場内で給湯器の部品を製造中、被災者がケース組立を二次熱交換溶接ロボットに装着する際、持ち替えた時に左手からワークが滑り、テーピングを巻いていなかった環指を、加工されていない端面で、軍手を貫通	31	170101	100 ~ 299

		して切創した。5針縫合した。			
6	17~18	工場内の清掃中に、長さ1m程のパイプが置いてあるラック下の際間40cmの所をホウキで掃いていた時に、右手甲をパイプ先端部分に強打した。加工前のギザギサとしたパイプ先端だったため、手の甲の伸筋腱に強い圧力がかかり、中指の腱が切れた。	26	11209	10~29
7	15~16	店内レジでトタン平板のバーコード部分をレジスキャナーで読み取りやすい向きへ変えようと持った際に、トタン板の端部分で右手中指を切った。出血が止まらなかった。	17	80209	30~49
7	13~14	当社の厨房にて、フライヤーの油の交換中に、油の入った一斗缶を持ち上げたところ手が滑り、床に落とし、その際に開口部で右手親指を負傷したものである。	27	140201	10~29
7	15~16	本社、資材置場にて、屋根資材の整理点検中、屋根資材（トタン）の縁（側面）によって、誤って、指を負傷した。	48	30209	1~9
7	16~17	ビン選別中ビンについているキャップを外そうとしたところ、キャップを回したと同時にビンが割れてしまい、軍手を二重にはめていたが、左手人差し指を切傷した。	68	150103	50~99
7	16~17	自社工場内において、鉄板をシャーリングしていた。シャーリングした加工済の鉄板（縦1.2m・横40cm・厚さ2mm）を脇の壁に立てかけた。その作業が終わった際、作業着のポケットに収まっていたスケールが床に転がり、それを拾おうとしてしゃがみかけたところ、立てかけてあった加工済みの鉄板の切り口に左顔面が当たり負傷したものである。出血が酷かった。	69	11203	1~9
7	15~16	上記被災場所にて鉄屑についている木材をかなづちとバールではがしていた時に、皮手袋をしていたが、そのうえから鉄屑で右手を切り、縫合する負傷をした。	16	30209	1~9
		当社倉庫前道路に止めてある客先のトラックにワイヤーメッシュ（φ6.0mm1×2m）を積み込む作業において、フォークリフト特			

7	8~9	(6456) に当該ワイヤーメッシュを約60枚重ねて、トラック荷台に横付け後、トラック荷台に移動して、フォークリフトで運んできたワイヤーメッシュをトラック荷台に積み込もうとした時、フォークリフトのツメが傾斜しすぎていた関係で当該ワイヤーメッシュが自分の身体の方に滑ってき、それにあたり負傷した。	35	80109	1~9
7	14~15	橋脚足場上で、上部にある吊足場の一時的な開口部を復旧する作業中、上部作業員が準備した一本の足場板結束用の番線を引っ張ったところ、番線の一部が上部足場に緩衝し跳ね左眼球にあたり、損傷した。	60	30105	10~29
7	15~16	弊社第二工場のプレス作業中、成形に必要な材料を端材部分を手で持って引っ張る工程がある。その際に鋭利になっている部分を手でつかんで引っ張り作業を行なってしまったため、作業員が右手親指付け根に切傷を負った。	28	11502	50~99
7	11~12	塗料廃棄置き場で、廃棄塗料をドラム缶へ捨てようと右手で取っ手を持ち、左手を缶の下に添えて傾けた。その際、塗料が跳ねて顔に付着したため左手を離し、塗料缶を下に降ろそうとし下げたが、塗料缶がドラム缶に当たり、右手が塗料缶の中に入ってしまった。慌てて引き抜こうとした際、右手首を缶の切り口に引っ掛け、裂傷を負った。	48	11509	300~499
7	11~12	本社工場棟で、2人1組でパネルの枠入れ作業をしているとき、パネルの鉄板を持ち上げる際に相手とタイミングが合わず、焦ったため手を滑らせ、鉄板の切りっぱなしで鋭くなっている所で右掌を切り負傷した。	36	11301	50~99
7	10~11	鉄の板(400×1000)を抜く作業をしていた際、抜いたスクラップをスクラップ入れに投げ込もうとして、エッジが手に引っ掛かり、右の手の平を切った。	60	11203	10~29
7	22~23	店舗内厨房にて、止め金具の付いた布巾を洗おうとしたとき、止め金具が外れ、布巾を絞る作業をしていた被災者の右手薬指に刺さり、負傷した。	22	140201	10~29
7	15~16	外壁に使用する板金(長さ2m、幅20cm、厚さ0.3mm)を切断機で切断中、板金で右手親指をスライドし切傷した。	37	30209	1~9

7	13～ 14	工場内で、自動切断機により切断された丸鋼（直径30.2mm×長さ153.5mm、0.98kg）が、排出口より鉄箱に自然落下（高さ300mm）するとき、同時に別箱へ詰替手作業する作業員が、誤って右手を落下ルートに入れてしまい、手首甲側を切創した。	67	80109	10 ～ 29
7	14～ 15	工場にて不要な鉄板を片付け中、鉄板に親指が当たり負傷した。	46	11209	1～ 9
7	11～ 12	工場内において、作業台の上に重ねて置いてあった製品（ボックス文字）を同僚と持ち、塗装前の吊り掛け作業を行っていたとき、重ねてあった製品の一番下が鋭利な品物であったため、その先が右脚太もも横の部分に刺さり負傷した。	33	11209	30 ～ 49
7	8～9	取引先の営業所の倉庫において、依頼を受けた荷物（軽天材を束ねたもの）をトラックの荷台より下ろす作業中、2人で束を持ち地面に置く際、束の向きの前後を変えていたとき、軽天材の角が左腕に当たって、左腕を裂傷したものである。	52	40301	10 ～ 29
9	11～ 12	修理現場で、ステンレス鋼板を加工中に、誤って右腕をステンレスに引っ掛けたものである。	30	30202	10 ～ 29
9	11～ 12	プレス作業場で、部品のプレスをしようと鉄板の材料8枚同時に持ち上げ台におこうとした時、手がすべり板の中部分がずれて、すべった鉄板の力ドが左うでにあたってしまい負傷したものである。	52	11502	10 ～ 29
9	9～ 10	印刷機を使用する前の機器の洗浄作業中、インキをかき取る為のドクターブレードと呼ばれる刃を拭き掃除していた際、手がすべりその刃で左手人指し指及び同中指を切ってしまった。（耐切創手袋をうっかり着用し忘れてしまったもの。）	22	10899	500 ～ 999
9	9～ 10	新築工事現場において、現場で軽量鉄骨（50cm×50cm×3m、30kg）を2人で運んでいる最中。1回休憩するために資材を地面に下ろそうとした際にバランスを崩し、資材の角の部分で左肘から手首にかけて切傷した。	45	30202	10 ～ 29

9	11～ 12	当社工場内でタイヤ処理のため、切断機へのタイヤのセッティング及び取り出し作業中、タイヤのビートワイヤーの一部が左手の人差し指と親指の間に刺さり、ワイヤーを抜いた傷口が腫れた。	77	80109	1～ 9
9	11～ 12	コンクリート打設中に支保工（パイプサポート）に番線が掛かっており、作業の邪魔だったので取り外そうとした際に、番線が跳ね上がり先端が左目に刺さり被災した。	50	30201	1～ 9
9	13～ 14	NC旋盤機内に切粉が絡んだため、右手中指で手前に払って落とそうとしたが取れず、そのまま手前で引っ張ったため切傷した。	49	11502	100 ～ 299
9	13～ 14	NC旋盤機内に切粉が絡んだため、右手中指で手前に払って落とそうとしたが取れず、その際、右手中指を切ってしまった。	49	170101	100 ～ 299
9	11～ 12	第二機械場にて、旋盤で金属切削後、切粉を端に寄せて持ち場に戻ろうとしたところ、足元に金属片（ステンレス切削片）が出っ張っており、それに当たった際に左足に裂傷が発生した。	53	11302	50 ～ 99
9	14～ 15	会社工場内で次の作業にうつる為、片付け作業中に誤って左手が山形鋼（3m～3.5mくらい）の先端に強くあたり負傷する、小指と薬指の間が切れて裂傷した。	27	11209	1～ 9
9	16～ 17	工場内で配管のネジ切り作業を終えたので、配管を抜く為に左側にスライドさせようとしたところ、配管に油が残っていた為、手が滑ってしまい右手がきりこの残っている箇所にあたり中指、第2関節の下を切って負傷した。	58	11301	1～ 9
10	16～ 17	会社敷地内、工場から4tユニック車へ廃材処理のため積み込み作業中に、廃鉄材を抱えバランスを崩し、落下した鉄材と下の木材に小指を挟み、反射的に引き抜いた際、裂傷した。廃鉄材は50kg程度の幅が広いものであり、二人での積み込み作業中だった。	69	30209	1～ 9
		当社工場駐車場にて作業車両の助手席に取り付けてあるシートカバーの取			30

10	15～ 16	り外し作業中、シート下部の取り付け金具を外すため、シートの下部と床の間に手を入れ作業したところ、奥の見えない場所にあった鋭利なシートの部品に左手親指付け根付近をひっかけ切創した。	68	11701	～ 49
10	11～ 12	パネル工程の切断機で、パネル切断が終わった物を両手で持ち上げ、ラックに載せようとした。近くに別物件で切断したパネルが寝かせて置いてあり、左手中指付近が接触し切傷した。	59	11209	30 ～ 49
10	10～ 11	ゴルフ場スタート室横の側溝を清掃しようとして側溝の蓋（金属製）を持ち上げずらそうとしたところ、指（右手第1関節部）を切傷。	61	140301	100 ～ 299
10	4～5	第2工場において、作業終了時の途中で、手が滑り左手側面を切創した。ケブラ手袋は持っていたが、作業時は皮手一枚で作業を行っていた。	21	11502	100 ～ 299
10	14～ 15	建設現場で、廃棄物収集作業中にトタンが袋に入っているのに気づかずにつかんでしまい、左手人差し指を切った。	46	150103	10 ～ 29
10	4～5	スポット溶接後破壊検査において、本来軍手をした上に皮手袋をするはずが、軍手をせずに作業していたため誤って左手をロット（長さ1m30cm）に当ててしまい、切り傷を負ってしまったもの。	21	170101	500 ～ 999
10	10～ 11	ヘルプ先の厨房内にて調理中、仕込みで料理に使用する人参をカットしていたところ、人参が滑ってしまい、誤って包丁で右手の親指の先を切ってしまった。	65	140201	1～ 9
10	17～ 18	工場内、金属加工ラインにて、後方部の切り粉取り出し箇所に溜まった切粉を処理する際、突出していた切粉を除去しようと引っ張った時、綿手袋とゴム手袋をしていたが、その切粉で右手親指を切ってしまった。	36	170101	100 ～ 299
10	16～	作業場にてマシニング加工中、ペット板から製品（材料）を外す際に、左手中指第二関節部分を8mm程切る。表面上の傷は治るものの、鈍痛と違和感が残る。傷に触れると痛みがあり、赤みもあった。異物が残ってい	45	170101	50 ～

	17	る可能性があったが、レントゲンでは判断できず、経過観察していたが中指全体が炎症で腫れ、メディカルでMRI後、手術を行い、切除した組織を病理検査に出すこととなった。			99
10	16～17	作業場にてマシニング加工中、ペット板から製品（材料）を外す際に、左手中指第二関節部分を8mm程切る。表面上の傷は治るものの、鈍痛と違和感が残る。傷に触れると痛みがあり、赤みもあった。異物が残っている可能性があったが、レントゲンでは判断できず、経過観察していたが中指全体が炎症で腫れ、メディカルでMRI後、手術を行い、切除した組織を病理検査に出すこととなった。	45	10805	10～29
10	7～8	工場内で加工終了後、車に積み込む中、手を滑らして鉄板で右手首と筋を切る。	56	11209	1～9
10	14～15	自社工場内において治具にセットする作業中、鋼材（約100kgの半加工品）を厘木の上で広げる作業中に鋼材の下に手を入れてしまい、右手小指を裂傷した。	33	11209	1～9
10	10～11	店の手伝いで、天場にブロック積み作業中に、つまずき転倒して下階に落ちる。	57	30209	1～9
10	16～17	倉庫内にてステンレス銅版厚さ2ミリ広さ1m×2m-1板を吊りハッカーで吊るために銅版の下にりん木を差し込み手を抜く時に銅版エッジ部の返りが出ている部分に手が触れ左手人差し指を手袋ごと切創した。	27	11209	50～99
10	12～13	1F電気室土間コンクリート及び立ち上りコンクリートを打設中、立ち上り天を鏝で均し中、腰壁型枠固定用栈木に足元が引っ掛かり土間差筋（差筋養生用キャップ）に左側喉元に接触し左首元を負傷。	54	30201	30～49
11	14～15	現場で漁船の解体物品仕分け作業中に廃材が山に積みまれており、下にあったアルミを掴んで引っ張ったところ、厚手のゴム手をはめていたので、強めに引いたため、右の親指の所が3cm位切れた。本人は深い傷と思わず、その日は絆創膏を貼ったり強く縛ってタオルを巻いて我慢したが、次の日、血が止まらなく、痛みもあり病院に行った。	64	30209	1～9

11	15～ 16	帰宅しようと同僚2名の計3名で工場の駐車場に停めてある車まで向かう時に、3台バラバラに駐車していたため、別々に分かれた。駐車場を斜めに横切るようにマイカーまで向かい歩行していたが、辺りが暗く車止めに気付かず足を引っ掛けて転倒し右膝を強打し被災したものである。	27	170101	100 ～ 299
11	15～ 16	弊社派遣先である電縫鋼管製造ラインにおいて、内径ビードを機械で切断しやすくするため火ばさみで挟み補助する作業中、ビードが折れ曲がった状態で手前に振れ火ばさみを持っていた右手に当たり負傷してしまった。	27	11209	100 ～ 299
11	7～8	1t位のスリーブ（鋳物製品）をクレーンで工場内を移動するために補佐していた時、右手を壁とスリーブの端に挟んでしまい、右手人差し指第2関節より切断し、中指を骨折した。	37	10805	50 ～ 99
11	13～ 14	10枚ほど重なった状態で容器内に入っていた製品を両手で持ち上げた。運搬する際、荷姿が悪いと判断し、荷姿を変えようと反転しようとした。その際、重みで製品が斜めになり滑り、右手中指を切った。	58	170101	100 ～ 299
11	13～ 14	10枚ほど重なった状態で容器内に入っていた製品を両手で持ち上げた。運搬する際、荷姿が悪いと判断し、荷姿を変えようと反転しようとした。その際、重みで製品が斜めになり滑り、右手中指を切傷した。	58	11502	100 ～ 299
11	11～ 12	個人宅の外構工事現場において、ブロックアンカーに鉄筋を入れる作業中、法面で足を滑らせて前向きに倒れた時、アンカーにさしてあった鉄筋で首の左側を切創した。擦り傷で大したことなく放置していたが、腫れてきたため病院で受診した。	58	30199	1～ 9
11	13～ 14	池の北の堤の傾斜地内で草木の伐採中に、番線が左足の足首の上辺りに刺さり負傷した。	0	60101	1～ 9
11	15～ 16	工場内で、エッチング工程において生産時の連結テープを剥がす際に、親指と人差し指でテープを保持しながらスライドさせた時にテープが切れ、そのはずみでワーク（ステンレス材400mm×500mm×0.3mm）が浮き端面に中指が接触し裂傷してしまった。	39	11209	100 ～ 299
		工場内において、鉄製構造物（AとB）を組立作業中ボルトで結合する箇所			

11	15~ 16	(C) を右手で触って確認していたところ、構造物を支えていたりん木に足が当たり構造物 (B) が傾いて右手人差し指先を負傷したものである。ボルト穴に指を突っ込んだ状態で傾いた為、指先の爪と肉が削げるように切断した。骨に異常なし。	41	11301	50 ~ 99
12	20~21	工場で、ガスキャビネットの組み立て作業中、点検口開口部の端面に触れ切創した。	22	11709	100 ~ 299
12	15~16	トラックから供花をおろす作業中、トラック荷台の入り口のところに出ていた突起 (ネジのようなもの) に右手人差し指を引っ掛けて切ってしまった。	20	11709	30 ~ 49
12	16~17	事業所の作業所にて、鉄筋棒他の片付け作業を行っていたところ、誤って右手中指の爪先部分に結束線 (厚さ2~3mm) の先が刺さり負傷した。当初は小さなケガと思われたが、細菌等により化膿して痛くなった。	48	30209	1~ 9
12	14~15	加工課ベンダー工程にて、約700mm角の大きさの板金を4辺曲げる際に、2辺の曲げ終了後に、持ちかえた際にL型の鋭利な部分が手袋と作業服の間際に当たってしまい、動脈1本と腱2本を切断してしまった。	39	11301	100 ~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html